

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 5 号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和 2 5 年川崎市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表様式目次中

「

第 8 号様式		納入書	規則第 2 条
---------	--	-----	---------

」

を

「

第 8 号様式	(1)(2)	納入書	規則第 2 条
---------	--------	-----	---------

」

に、

「

第 5 5 号様式 の 1 4		特定熱損失防止改修 等住宅等申告書	法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 6 項
--------------------	--	----------------------	----------------------------

」

を

「

第 5 5 号様式 の 1 4		特定熱損失防止改修 等住宅等申告書	法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 6 項
第 5 5 号様式 の 1 5		大規模の修繕等が行 われたマンションに 係る固定資産税減額 申告書	法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項

」

に改める。

別表第 8 号様式を別表第 8 号様式（1）とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第8号様式(2)

神奈川県川崎市						個人市民税 個人県民税 森林環境税								領収証書																					
市区町村コード									口座番号									加入者名																	
141305																		川崎市会計管理者																	
指定番号																		納入金額(1)																	
年 月 分																		億 千 百 十 万 千 百 十 円																	
納入金額(2)																		(給与、 一時所得等) (区分を記す)																	
納期限						年 月 日						退 賦 所 得 分																							
												延滞金																							
												合計額																							
ふし番号 (特別徴収義務者)																		領 収 印 付 部																	
住所又 は 所在地氏 名 又は 名称																																			

神奈川県		川崎市		個人市民税 森林業増徴		納入書	
市区町村コード		口座番号		加入者名			
141305				川崎市会計管理者			
年 月 分		指 定 番 号		納入金額①		円	
納期票		年 月 日		納 入 金 額 ②		給与分 (一時的収入を合算)	
						億 千 百 十 万 千 百 十 円	
支払日		年 月 日		退職所得等		, 	
				延滞金		, 	
合計		口 円		合計額		, 	
③ 番号 (特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称				領 収 日 付 印			

上記の金額を納入します。

[illegible]

別表第 5 5 号様式の 1 0 を次のように改める。

第 5 5 号様式の 1 0

認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

住 所
納税義務者 氏名又は名称
電 話 ()

次の家屋については、地方税法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する認定長期優良住宅に該当するため、減額措置の対象である旨を、同条第3項に基づき、次のとおり申告します。

対象家屋の表示	所 在	
	家 屋 番 号	
	種 類 及 び 構 造	
	床 面 積	m ²
	建 築 年 月 日	年 月 日
備 考		

注1 この申告書は、地方税法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする場合に、同条第3項に基づき、市長に提出するものです。

2 「所在」、「家屋番号」、「種類及び構造」及び「床面積」欄は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。

3 この申告書は、新築された日から新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に提出してください。申告書の提出がない場合、減額措置を受けることができません。

やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を備考欄に記載してください。

4 この申告書は、地方税法施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して提出してください。

5 区分所有に係る住宅について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項に規定する管理者等が地方税法施行規則附則第7条第4項に規定する書類を提出する場合、この申告書の提出は不要です。

別表第 5 5 号様式の 1 4 の次に次の 1 様式を加える。

第 5 5 号様式の 1 5

大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税減額申告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

住 所
納税義務者 氏名又は名称
電 話 ()

次の家屋については、地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に該当するため、減額措置の対象である旨を、同条第2項に基づき、次のとおり申告します。

対 象 家 屋 の 表 示	所 在	
	家 屋 番 号	
	種 類 及 び 構 造	
	床 面 積	m ²
	建 築 年 月 日	年 月 日
	工事完了年月日	年 月 日
	特定マンション の 種 類	☐ 管理計画認定マンション ☐ 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション
備 考		

注1 この申告書は、地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする場合に、同条第2項に基づき、市長に提出するものです。

2 「所在」、「家屋番号」、「種類及び構造」及び「床面積」欄は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。

3 この申告書は、工事が完了した日から3箇月以内に提出してください。申告書の提出がない場合、減額措置を受けることができません。

やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を備考欄に記載してください。

4 この申告書は、地方税法施行規則附則第7条第17項各号に規定する書類を添付して提出してください。

5 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2第1項に規定する管理者等が地方税法施行規則附則第7条第17項各号に規定する書類を提出する場合、この申告書の提出は不要です。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる
。